

H. 22. 4. 27

## 出先機関改革の基本的論点

主査 北川 正恭

### ◇ 改革に取り組む基本姿勢

#### ○ ねらいや意図の明確化

- 地域主権改革の観点から行う出先機関の抜本改革についての大義や理念を明らかにする必要があるのではないか。
- その際、例えば、次のような視点を明らかにしてはどうか。
  - i 住民・国民にとっての国・地方の役割分担の最適化
  - ii 国と地方を通じた政策展開の最適化
  - iii ガバナンスの確保

#### ○ 実効性の確保

- 改革を実現するための方法論についても、基本的考え方を提示すべきではないか。

### ◇ 改革の枠組み

- 国と地方の役割分担の見直しを行い、国の出先機関の事務・権限を地方に移譲することなどにより、出先機関の抜本的な改革を目指すことを基本とすべきではないか。

#### ○ 改革の対象範囲と国と地方の役割分担の考え方

- 個々の事務・権限の取扱いを明らかにするためにも、国と地方の役割分担の基本的考え方を明らかにする必要があるのではないか。
- その際、地方の行政体制について現行の制度（都道府県・市町村）を前提として考えるのかどうか、基本的考え方を明らかにする必要があるのではないか。
- 国と地方の役割分担に関し、全国知事会PT中間報告では「国に残す事務を極限し、地方にできることは地方に移管する」という基本的考え方方が示されていることも踏まえつつ、政策領域ごとの「国が担うべき役割」をどのように考えるかを明らかにする必要があるのではないか。

#### ○ 個々の事務・権限の取扱い

- 上記の国と地方の役割分担の基本的考え方方に沿って、個々の事務・権限の取扱いを整理する（「事務・権限の仕分け」）こととし、そのためのメルクマールや具体的な方法論を明らかにすることとしてはどうか。
- その際、「国に残す事務を極限」する場合であっても、本省で直接実施することとするもの、どうしても出先機関で実施せざるを得ないものについての基準設定も必要なのではないか。
- これらの基準設定に当たっては、事務・権限の特性に応じた類型に着目した整理も有益なのではないか。

## ○ 財源・人員の取扱い

### [財源の取扱い]

- 個々の事務・権限の特性に応じた財源確保の方策を検討する必要があるのではないか。

### [人員の移管等の取扱い]

- 事務・権限の地方移譲に伴う人員の移管等の取扱いのルール化が必要なのではないか。またその枠組みについて、国側と地方側との間で、どのようにコンセンサスを形成するか。

## ○ 広域的実施体制の在り方

- 広域性を有する事務について、事務・権限の地方移譲を推進し、その実効性を確保する観点から、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合など広域的実施体制の在り方について明らかにすることとしてはどうか。

## ○ 柔軟な取組みの在り方

- 事務・権限の地方移譲の実効性を確保する観点から、全国一律に取り扱うのではなく、「地方の発意による選択的実施」などの柔軟な取組みの在り方にについても検討する必要があるのではないか。
- その際、こうした柔軟な取組みを現行の都道府県や市町村の単位を基本として実施する場合とより広域的な実施体制で実施する場合のそれぞれについて課題を整理する必要があるのではないか。特に後者については、上記の広域的実施体制の在り方も踏まえて検討する必要があるのではないか。

## ○ 改革のスケジュール

- 以上のような改革の進め方や段取りについての工程表を策定し、改革の取組スケジュールを明らかにすることとしてはどうか。

## ○ その他

### [組織論]

- 出先機関で実施せざるを得ない事務・権限を処理するための組織の在り方については、どのように考えるか。